

鈴木 秀美

高等司法研究科・教授

【研究】

科研費基盤(c)により、フルデジタル時代の通信放送法制についての研究を行った(成果は2014年度に刊行される予定)。また、前年度に放送文化基金の助成を受けたドイツの「放送負担金制度」についての研究を、2013年度も継続し、その成果を公表した。

「特定秘密保護法」の審議が進む中、大阪大学とベルリン自由大学との共同研究の成果を公表するための研究書『日独公法学の挑戦』に、「取材源秘匿権と特定秘密」を寄稿した。

2013年9月、中国の南京大学で開催されたテュッセン財団(ドイツ)の国際シンポジウムで日本についての基調講演を行ったほか、日本からの参加者の幹事として、個別報告担当者4人と個別研究会の司会1名を選び、参加依頼するなど、シンポジウムの運営にも参加した。

科研費による共同研究「違憲審査制の活性化についての実証的・比較法的研究」の研究会で、「ドイツ憲法判例と放送法」について報告した。

2014年2月、韓国の建国大学(ソウル)の国際シンポジウムで「国家秘密と知る権利・取材の自由」について報告した。

また、科研費による共同研究「人権条約実施状況の分析を通じた欧州地域秩序の『憲法化』構造の把握」の研究会に参加した。

【教育】

高等司法研究科において「憲法基礎1」(レジュメ配布)、「情報法」(独自教材)などの授業を担当した。野呂教授と分担して、弁護士講師が授業を行う「公法訴訟」の運営を担当し、期末試験の出題と採点を行った。また、「導入演習」の憲法の5回分を担当した。

学部研究生として受け入れた中国からの留学生2名が、2013年9月に行われた法学研究科博士前期課程の入学試験に合格した。このうちの1名が、2014年3月、未来共生イノベーター博士課程プログラムにも合格した。その出願にあたっては、指導教員として、出願者について、専門分野に対する熱意・積極性、見識を深めようとする力、研究における独創性、専門分野で身につけた能力を他の領域において用いることができる能力、将来性などについての詳細な推薦書を書いた。

法学研究科の大学院生の情報法に関連する修士論文作成を指導した。

【管理運営】

本部の情報公開・個人情報委員会にて、開示請求への対応を審議した。

法学研究科・高等司法研究科の広報室長として、ニューズレター「Handai Law Letter」第4号を編集し、刊行した。法学系のポータル Handai Law Portalに、Handai Law Letterの第3号のネット版を掲載した。

【社会貢献】

2013年4月より、ドイツ憲法判例研究会の代表となり、月例研究会の運営だけでなく、雑誌『自治研究』のための会員の原稿査読、共同研究の成果『講座 憲法の規範力』(1巻・2巻)の編集、第200回研究会記念講演会の企画・運営、日独共同研究を行うための準備などを担当した。

大阪府情報公開審査会会長、日本原子力研究開発機構情報公開委員として活動した。

関西テレビ「オンブズ・カンテレ委員会」委員として助言を与えた。また、偶数月の第4日曜の番組「月刊カンテレ批評」に出演しテレビ批評のコーナーを担当した。

毎日新聞「開かれた新聞委員会」委員として執筆した毎日新聞の紙面批評が定期的に毎日新聞に掲載された。